

## 仙台ふるさと応援寄附返礼品協力事業者募集要項

### 1 目的

ふるさと納税(寄附金)制度による地元特産品等の PR、販路拡大などに伴う地元経済の活性化を目指し、仙台市へ寄附された方への返礼品として商品やサービスを提供していただける法人、団体又は個人事業者(以下「協力事業者」という。)を募集します。

### 2 応募条件

#### (1) 協力事業者について

次の条件を全て満たすことが必要になります。応募に当たっては、資料請求書をご提出ください。

- (ア) 各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (イ) 原則、本社(本店)、支社(支店)、事業所又は工場が市内にある法人・団体または個人事業者であること。
- (ウ) 市税を滞納していないこと。
- (エ) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力の構成員等でない者。

#### (2) 返礼品について

次の条件を全て満たしている商品等を募集します。

- (ア) 仙台市の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (イ) 令和元年6月からのふるさと納税に係る指定制度において、総務省が定める基準を満たしていること(4ページ参考)。
- (ウ) 平成29年4月1日付け総税企第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、次に掲げるような「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないものであること。
  - ①金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)  
※使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む  
※ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む
  - ②資産性の高いもの(電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等)
  - ③価格が高額のもの
  - ④寄附額に対する返礼品の調達価格の割合の高いもの
- (エ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱うこととする。
- (オ) 飲食物の場合は、寄附者に商品到着後5日以上賞味期限が保障されていること。
- (カ) サービスの提供等の場合は、原則有効期限が発行日から1年間以上あること。

ただし、サービスの性質等により1年間以上の有効期限の確保が困難な場合は、仙台市と別途協議する。あわせて、有効期限内にサービスの撤退を行わないよう努め、万が一撤退する場合は、サービスを停止する3か月前までに返礼品取りまとめ委託事業者へ連絡すること。また寄附者には誠実に対応すること。

(キ) 取りまとめ委託業者指定の宅配業者により、配送が可能な商品等であること。

### (3) 返礼品の金額区分について

寄附金額に応じた区分により商品等を募集します。金額区分詳細については、資料請求書をご提出いただいた事業者へ別途お知らせいたします。なお、返礼品の商品等の費用、送料は別途仙台市が負担します。

### (4) 返礼品の採用期間について

選定された場合の採用期間は、仙台市からの返礼品採用通知に記載の採用開始日の属する年度の3月31日までです。

### (5) 協力事業者の特典等

(ア) ふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。

(イ) 商品の発送にあたって、送料区分が変わらない範囲において、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

## 3 返礼品取りまとめ委託事業者

効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応に万全を期すため、返礼品取扱業務全般を株式会社JTBふるさと開発事業部に委託しています。

## 4 資料請求について

下記のとおり資料請求書をご提出いただいた事業者へ、今後の手続きやスケジュール等について、資料を送付いたします。

【提出資料】 別紙「資料請求書」

【提出方法】 郵送、FAX、メールのいずれかの方法

【提出先】 仙台市役所 財政局 財政企画課 ふるさと納税担当

※資料請求書を受理した順に、逐次資料を送付、手続きを進めます。

## 5 その他留意事項

(1) 協力事業者は、仙台市から提供された寄附者の個人情報を個人情報保護法及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければなりません。

(2) 具体的な返礼品の選考は仙台市が決定します。

- (3) 2(1)(イ)に掲げる協力事業者のうち、同一商品について提案があった場合は、仙台市に本社を有する協力事業者の提案を優先する等、調整を行う場合があります。
- (4) 1社あたりの協力事業者の商品提案数は定めませんが、状況により商品数の制限を行う場合があります。
- (5) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 登録された返礼品を変更・辞退する場合は、サービスを停止する3か月前までに返礼品取りまとめ委託事業者までご連絡ください。
- (7) 外部広報にあたっては、市が寄附者からの受注状況や広報元の依頼に基づいて適宜協力いただく商品を決めます。
- (8) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について委託事業者へ必ずご報告ください。なお、品質等による保証や、クレーム対応については、仙台市は一切の責任を負いません。
- (9) 仙台市は、協力事業者及び商品が本要項2に定める条件に適合しなくなったと認める場合、商品調達を中止することができます。
- (10) 総務大臣通知に従い、平成30年4月より仙台市民に対する返礼品の送付は行っておりません。
- (11) 採用期間の翌年度以降も継続を希望する場合は別途手続きが必要となります。詳細は別途お知らせする予定です。

**【問い合わせ・申し込み】**

仙台市役所 財政局 財政企画課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

TEL : 022-214-8111 FAX : 022-262-6709

Email : zai003005@city.sendai.jp

## 地場産品基準（総務省告示第百七十九号抜粋）

以下のいずれかに該当すること。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 七の二 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。